

## 建築工事における「週休2日確保工事」実施要領

### 1 趣旨

本要領は、青森県が発注する建築工事において、週休2日の確保を行うにあたっての手続きや設計変更等の必要な事項を定めたものである。

### 2 用語の定義

#### (1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

#### (2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間など）は含まない。

#### (3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

#### (4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

#### (5) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算定において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

#### (6) 4週7休以上4週8休未満

現場閉所（現場休息）率が25%（7日/28日）以上28.5%未満の場合

#### (7) 4週6休以上4週7休未満

現場閉所（現場休息）率が21.4%（6日/28日）以上25%未満の場合

#### (8) 発注者指定方式

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式であり、受注者は週休2日の確保に取り組まなければならない。

(9) 受注者希望方式

受注者が、週休2日の確保に取り組むか否かを選択する方式であり、週休2日の確保に取り組む場合には、工事着手前に工事打合簿（別添）により発注者と協議すること。

3 発注方式

次の(1)または(2)のいずれかによる方式を基本とする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

(1) 発注者指定方式

ア 緊急性を要する場合や社会的要請等により、週休2日の確保が妥当でないと判断される工事以外の工事

イ 工期の延長に特段の支障がない工事

(2) 受注者希望方式

上記(1)に該当しない工事で受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

4 積算方法等

(1) 補正方法

4週6休以上の現場閉所（現場休息）について、状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に下表の現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数を乗じるものとする。

<現場閉所（現場休息）に応じた労務費の補正係数>

現場閉所 (現場休息)	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
補正係数	1.05	1.03	1.01

(2) 当初積算時における労務費補正

発注者指定方式の場合には4週8休以上の労務費補正を行い、受注者希望方式の場合には労務費補正は行わない。

(3) 設計変更時における労務費補正

発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認のうえ、以下のとおり設計変更を行う。

ア 発注者指定方式

4週8休以上を確保した場合は、当初積算時の労務費補正を引き続き適用す

る。4週8休に満たない場合は、労務費補正を減額変更し、4週6休以上を確保した場合であっても、労務費補正は行わない。

イ 受注者希望方式

現場閉所（現場休息）率に応じた労務費補正を行う。

5 対象工事である旨等の明示

発注者は、現場説明書に下記事項を明記して発注する。

(1) 発注者指定方式または受注者希望方式の別

(2) 発注者指定方式においては、当初積算時に4週8休以上の労務費補正を適用していること

6 現場閉所（現場休息）の確認方法

(1) 工事着手前

ア 発注者は、「現場閉所（現場休息）予定日を記載した実施工程表（以下「実施工程表」と言う。）」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。

イ 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

ウ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）予定日を調整した上で実施工程表を作成する。

(2) 工事着手後

ア 受注者は、毎月提出する工事報告書を活用するなどにより、現場閉所（現場休息）日の確保状況を報告すること。また、工事の完成時には工事打合簿（別添）により現場閉所（現場休息）日の実績を報告すること。

イ 発注者は、受注者が作成する実施工程表及び工事報告書等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日の確保状況を確認する。

ウ 発注者は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、実施工程表等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）日の確保状況を確認する。

7 工事成績評定における評価と証明書の発行

発注者は、工事の完成時に工事打合簿（別添）の内容を確認し、週休2日（4週8休以上）の確保を確認した場合には、工事成績評定における「受注者の休日の確保」及び「適切な工程管理」等において適切な評価を行う。また、受注者に対して週休2日実施証明書を発行する。

なお、週休2日の確保を確認できない場合には、工事成績評定における評価や週休2日実施証明書の発行を行わない。

## 8 その他

- (1) 発注者は、緊急性がある場合を除き、受注者に対して現場閉所（現場休息）日に作業が生じるような指示を行ってはならない。
- (2) 受注者は、現場閉所（現場休息）率の達成状況に応じた工事費の労務費補正を下請負契約にも反映させるものとする。
- (3) 受注者は、発注者等が行う週休2日の確保に関する調査等に協力するものとする。
- (4) 公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。
- (5) 発注者は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- (6) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、発注者は受注者と協議する。

## 附則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日以降公告となる工事から適用する。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日以降公告となる工事から適用する。